

尼崎市弥生ヶ丘・西難波墓園の使用に係る申請等の手引き

墓地を承継する場合の申請

墓地を承継する場合は、裏面の記入例を参考に「使用権承継許可申請書」に必要事項をご記入の上、次の1～4の書類とともに弥生ヶ丘斎場管理事務所までご提出ください。
年間使用料の滞納がある場合は、手続き完了後に納付をお願いします。

○用語

被承継者＝現在の使用者様

戸籍謄本＝戸籍全部事項証明書

承継者＝お墓を継ぐ方

- 1 被承継者の使用許可証又は承継許可証（原本）
使用許可証等を紛失している場合は、紛失申立書をご提出ください。
- 2 承継者の住民票（※交付から6カ月以内のもの・コピー可・本籍地記載のもの）
- 3 承継者の戸籍謄本（※被承継者と親族であることが確認できるもの・コピー可）
承継者の戸籍謄本だけで親族であることを確認できない場合は、被承継者の原戸籍や除籍等の書類が必要になります。
- 4 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類
 - (1) 被承継者のご存命の場合
被承継者の承継同意書
 - (2) 被承継者のご逝去されている場合
 - ア 承継者が、被承継者の配偶者である場合
戸籍謄本で配偶者であることが確認できれば、この書類は不要です。
 - イ 承継者が、被承継者の配偶者以外の場合（次のいずれか1つ）
 - (ア) 承継者が、被承継者の葬儀の喪主を務めたことが確認できる書類（会葬礼状や領収書等のコピー）
 - (イ) 被承継者の葬儀の喪主の承継同意書と、喪主を務めたことが確認できる書類
 - (ウ) 被承継者の配偶者の承継同意書と、配偶者であることがわかる戸籍謄本（コピー可）
- 5 返送用の切手を貼付した封筒（A4サイズの書類が入るもの）
後日、承継許可証を送付させていただきますので、返送先の郵便番号、住所及び氏名をA4サイズの入る封筒に記入して、120円切手を貼付してください。

以上

○提出先

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町1-1 弥生ヶ丘斎場管理事務所
（受付時間9:00～17:30、友引日及び元旦は休日）

○連絡先

保健所 生活衛生課 墓地斎場担当
TEL：06-4869-3017（受付時間9:00～17:00、土日祝は休日）
FAX：06-4869-3049
E-mail：ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

(様式2-1)

許可	令和 年 月 日	承継許可証を 交付します。	所長	係	公印
	第 号				
受付	令和 年 月 日				

使用権承継許可申請書 (記入例)

令和 年 月 日

指定管理者 あて

申請者 (承継者)

お墓を継ぐ方が
記入してください
押印は不要です

〒やフリガナも必ず
記入してください

本籍 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502

〒 660-0052

住所 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502

フリガナ アマガサキ タロウ

氏名 尼崎 太郎

被承継者からみた続柄 長男

電話番号 06-4869-3017

使用中の区画番号を
記入してください

管理に関する条例施行規則第14条の規定により、次のとおり申

請

使用墓地区画	尼崎市 弥生ヶ丘・ 西難波 墓園 第01区第234-00号	
被承継者	本籍	兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1
	住所	兵庫県尼崎市東七松町 1-23-1
	氏名	尼崎 花子
承継理由	生前承継	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 被承継者の使用許可証又は承継許可証(原本) 承継者の住民票(交付から6カ月以内のもの・コピー可) 承継者と被承継者が親族であることを証する書類(コピー可) 承継者が被承継者の祭祀を司る者であることを証する書類 返送用封筒 	

現在の使用者様について
記入してください

※太線の枠内

添付書類については
表面をご確認ください